

佐賀県保険医協会会則

第1章 名称

第1条 本会の名称を佐賀県保険医協会とし、事務所を佐賀市内におく。

第2章 目的と事業

第2条 本会は保険医の経営と生活ならびに権利を守り、県民と協力して医療改善をはかることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的達成のために次に掲げる活動及び事業を行う。

1. 医療保険及び医療制度の改善、拡充
2. 社会保障制度の改善、拡充
3. 診療内容向上の研究会、講習会の開催
4. 共済制度の運営
5. 会員相互の福祉ならびに親睦に寄与する事業
6. 保険医療に必要な相談事項の処理
7. 機関紙誌の発行
8. その他目的達成のために必要な事業

第3章 会員

第4条 佐賀県下の保険医で、本会の会則を承認し、全理事会が入会承認した者を会員とする。

第5条 本会に入会しようとする者は、所定の申込書に必要な事項を記入して申請する。

第6条 本会を退会しようとする者は、その理由を書面に記して退会届を提出し全理事会で承認する。

第7条 会費規程に基づき、会員は入会金および会費を納入することを要する。

第8条 会員は本会のすべての機関に対して意見を提出することができる。また、会則に基づき役員を選挙できる。

第9条 全理事会は必要と認められた時は、本会に貢献があった会員を表彰することができる。また本会の名誉を毀損または秩序を乱した会員を弁明の機会を与えた上で処分することができる。処分は戒告、12ヶ月以内の権利停止または除名とする。

第4章 役員・顧問及び事務局

第10条 本会に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 3名以内
3. 常任理事 若干名
4. 理事 若干名
5. 監事 3名以内

第11条 本会の役員は次のとおり選出する。

1. 役員は総会で選出し任期は2年とする。ただし再任をさまたげない。
2. 役員は補充は全理事会で行うことができる。ただし次期総会に報告し承認を得る。

第12条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

第13条 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。

第14条 常任理事は常時会務の執行に当たる。

第15条 理事は会務を執行する。

第16条 監事は本会の資産、会計を監査する。

第17条 本会に全理事会の承認を得て顧問をおくことができる。顧問は全理事会、常任理事会に出席して意見を述べることができる。

第18条 本会に職員をおいて事務局を構成する。職員の任免・待遇は全理事会で決定する。

第5章 会議

第19条 本会に次の会議をおく。

1. 総会
2. 全理事会
3. 常任理事会

第20条 会議の議決は出席者の多数決によるが、可否同数のときは議長が定める。

第21条 総会は本会の最高議決機関であり、会員の10分の1以上の出席を必要とする。ただし、委任状を認める。

第22条 総会の議長は出席会員より選出する。

第23条 定期総会は毎年1回開催する。定期総会では次の事項について審議する。

1. 活動報告
2. 活動方針
3. 決算及び予算
4. 役員を選出
5. その他本会の運営に必要な事項

第24条 全理事会が必要と認められた時、あるいは全会員の5分の1以上の要求があるときは、会長はすみやかに臨時総会を開催しなければならない。

第25条 全理事会は、会長・副会長・常任理事・理事で構成する。全理事会は本会の執行機関であり年2回以上の会議を開き、その他必要なときは会長が臨時に召集できる。

第26条 全理事会は会務執行のため、必要な専門部、委員会を設けることができる。役員および会員の中から部員および委員を任命する。

第27条 全理事会は、会員個人等の情報について、規定を定めて適正に管理する。

第28条 常任理事会は、会長・副会長・常任理事で構成する。常任理事会は、常時会務の執行に当たり、月1回以上の会議を開く。

第29条 常任理事会の決定をもって全理事会の決定に代えることができる。ただし、次の全理事会にこれを報告し承認を得なければならない。

第6章 会計

第30条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

第31条 全理事会で会費規程を定め、次の総会で承認を得る。入会金および会費の額は会費規程で定める。納入済の入会金および会費は返却しない。

第32条 会費納入が6ヶ月分以上滞った会員について、全理事会は退会手続きを行うことができる。

第33条 本会の財産は全理事会で管理する。

第34条 本会の会計年度は、毎月7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

付則

1. 本会の会則の改正は総会において出席者の3分の2以上の賛成を要する。
2. 本会は全国保険医団体連合会に加盟し、全国の保険医団体と協力を強め、活動を推進する。
3. この会則は1982年（昭和57年）2月20日から施行する。

1983年（昭和58年）7月31日一部改定

1986年（昭和61年）7月19日一部改定

1988年（昭和63年）7月23日一部改定

1989年（平成元年）7月22日一部改定

1994年（平成6年）7月30日一部改定

1996年（平成8年）7月28日一部改定
2000年（平成12年）7月29日一部改定
2004年（平成16年）7月31日一部改定
2013年（平成25年）7月27日一部改定